

巨人ロッテ戦

5月15日ドーム球場。人の多さに驚愕。一塁側内野席で生ビール片手に観戦。巨人が先制し、ロッテが逆転。敗色濃厚となり、8回頃から一塁側の客が大挙して帰り始めた。薄情な人達だと思いつつ、やけ酒を煽っていると、9回長野が打ち、巨人の逆転サヨナラ勝ちとなった。出張の夜は気分良く更けていった。



(竹内)

法令作業ミスによる減税？

平成25年税制改正では、将来の消費税率のアップを条件に、各種住宅関連減税が拡充されました。そのうち、「バリアフリー改修に係る投資減税」についても、「平成25年1月1日から平成26年3月31日の間に入居した場合の改修工事限度額を、平成24年と同水準の150万円（減税可能額15万円）」とし、「平成26年4月1日から平成29年12月31日の間に入居した場合の改修工事限度額を、200万円（減税可能額20万円）」とすること<下図>が決定していました。

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

適用期限（平成24年12月31日）を平成29年12月31日まで5年延長する。とともに、次の措置を講ずる。

居住年	対象工事	改修工事限度額	控除率	控除限度額
平成25年1月～ 平成26年3月	バリアフリー改修工事	150万円	10%	15万円
平成26年4月～ 平成29年12月	バリアフリー改修工事	200万円	10%	20万円

しかしながら、非常に珍しいことですが、当該部分の法律の規定もれが発覚し、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間の入居についても、改修工事の限度額は「200万円」となっている状態にあることが判りました。

そこで財務省は、これは、これまで税制改正大綱や財務省ホームページ・国税庁の広報等で説明をしていた内容と齟齬を来すものだが、1) 法律が既に公布されている以上、現行の条文を前提に、既に経済取引の判断がなされている可能性があること、2) 現行の条文により、当初想定していた措置より納税者が不利になるものではないこと、などを勘案し、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間の入居について、自己資金でバリアフリー改修工事をした場合の改修工事の限度額を「200万円」とする現行の条文の通りに実施することとしています。

(大寺)

研修会・懇親会のご案内

今年も下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日 程 平成25年9月6日（金）
場 所 阿波観光ホテル

内容等詳細は、さくら通信8月号でご案内させていただきます。



算定基礎届の提出について

「算定基礎届」の提出の時期が参りました！

毎年1回、4・5・6月に支払われた報酬を「算定基礎届」に記入し、提出することにより本年9月から翌年8月（原則）までの標準報酬月額（社会保険料）が決定されます。この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、正しい届け出をお願いします。

提出期限 平成25年7月1日（月）～7月10日（水）

対象となる方 平成25年5月31日までに資格を取得し、平成25年7月1日現在被保険者である方

※当労務士法人に委任いただいている事業所様においては、こちらでまとめて提出させていただきます。

労働保険の年度更新

もう一度ご確認ください！

申告・納付期限 平成25年7月10日（水）

※当事務組合に委託いただいている事業所様においては、すでに提出いたしております。

詳しくは、当事務所にお問い合わせください。



（松村）

7月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事>（労働基準監督署）
健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7月1日現在>（年金事務所）
労働保険料概算・確定申告書の提出（労働基準監督署）
労働保険料の納付（郵便局または銀行）
労災保険一括有期事業報告書提出（労働基準監督署）
勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書（第1種）の提出<7月10日～8月20日>（労働基準監督署）
- 15日 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書提出（公共職業安定所）

- 31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満4月～6月分>（労働基準監督署）
健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届
- ※ 全国安全週間（1日～7日）
勤労青少年の日（第3土曜日）

医療係

○●○ 法人事業税における医療法人の課税上の取扱は？ ○●○

法人事業税では、医療法人等は特別法人とされ、徳島県では次の税率が適用されます。
（平成20年10月1日以後に開始する事業年度）

所得区分等	税率
年400万円以下の所得	2.7%
年400万円超の所得	3.6%

医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含む）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会の社会保険診療報酬等に係る所得については、課税除外とされています。

注意しなければならないのは、特別法人には法人事業税の中間申告や予定申告（以下中間申告等という）の申告義務がないということです。

中間申告等の申告義務

	普通法人	医療法人 （社会医療法人を除く）
法人税	○	○
復興特別法人税	×	×
法人県民税	○	○
法人事業税	○	×
法人市町村民税	○	○



（後藤）

資産税係

○●○ 遺産分割は慎重に ○●○

『長男がすべて相続する。』という内容の分割協議書に署名押印をして申告を済ませた後に、二男の気が変わり、相続人同士で話し合いの結果、長男から二男に対して現金で3,000万円支払うことになりました。

この場合、各相続人は相続税の申告をやり直すことができるのでしょうか？

答えは『NO』です。遺産分割が有効になされた後は、相続財産は各相続人の単独所有になります。よって、有効な遺産分割により各相続人の所有となった財産の移動は、新たな財産処分となりますので、長男から二男に支払われた現金は、長男から二男に対する贈与となります。つまり、当初の相続税（長男）プラス贈与税（二男）を支払うこととなるのです。

このように、遺産分割のやり直しは贈与となる場合がありますので、後悔しないように、十分な検討が必要です。（坂田）

建設係

○●○ 主任技術者及び現場代理人の兼務について ○●○

平成25年2月に国土交通省における取扱いが示されましたが、徳島県においても専任の主任技術者及び現場代理人の兼務できる要件が緩和され、次の要件を全て満たす場合にも兼務が認められることになりました。

主任技術者の兼務要件

1. 相互の距離が5km以内の工事
2. 当初請負金額の合計が5,000万円未満の工事
ただし、建築一式工事同士の場合は合計1億円未満、
建築一式工事と建築一式以外の工事の場合は合計
7,500万円未満
3. 技術者の専任を求めている工事とそれ以外の1つの
工事とを兼務する場合

現場代理人の兼務要件

1. 同一の旧市町村内の工事
2. 当初請負金額が2,500万円未満の工事
3. 発注者が兼務可能と認めた工事

兼務する場合は届出の提出や発注者との協議・確認が必要となります。（岸上）

リスマネ委員会

○●○ 火災保険の補償額 ○●○

火災保険で補償される金額は、どのように算出されるのでしょうか？

火災保険の保険金額の算出方法には、「再調達価額（新価額）」と「時価額」の2通りがあります。

「再調達価額」とは、保険の対象である建物や家財を、現時点で修理や再築・再取得するために必要な金額のことです。

「時価額」とは、再取得価額から使用による消耗分（減価分）を差し引いて算出した金額です。時価額方式で火災保険に入っている場合は、実際にかかる修理金額から減価償却分を差し引くので、実際に修理に掛かる金額までは支払われません。

ということは、時価額方式の場合はもらった保険金だけで元通りに直すのは難しいのです。「時価額」で契約している場合に、たとえ契約金額を時価より大きく設定している場合であっても、時価までしか支払われないため、時価以上の保険料が無駄になります。

現在では、「再調達価額」が主流になっているようですが、一度、御手元の火災保険の内容をご確認されてはいかがでしょうか？（坂田）

7月の税務

- 1 所得税の予定納税額の納付（第1期分） 納期限…7月31日
- 2 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…7月16日
- 3 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 4 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日（年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）
- 5 5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
申告期限…7月31日
- 6 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…7月31日
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞ 申告期限…7月31日

- 8 11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
申告期限…7月31日
 - 9 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…7月31日
 - 10 消費税の年税額が4800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヵ月分）＜消費税・地方消費税＞
申告期限…7月31日
- ※ 税理士法施行62周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行

会計制度

○●○ 計算書類の注記表について④ ○●○

前回お伝えしたように会社計算規則では、原則として個別注記表を作成するよう要求されています。今回は、個別注記表に記載すべき重要な注記事項である「誤謬の訂正に関する注記」についてご説明します。

以前は、過去の財務諸表における誤謬が発見された場合には前期損益修正項目として当期の損益で修正する方法が示されていましたが、平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から「修正再表示」を行うこととし、過去に遡って訂正処理することになりました。

過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、次の事項を注記します。

過去の誤謬に関する注記
過去の誤謬の内容
表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額および1株当たり情報に対する影響額
表示されている最も古い期間の期首純資産に反映された修正再表示の累積的影響額

要するに、「過去に間違った会計処理を行った場合でも当期の損益計算書に反映させなくても構いません。但し、詳しい内容を開示してくださいよ」ということです。

会社側にとって、「最も注記したくない注記」だと言えるかもしれません・・・。

(渡邊)

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。

徳島市
飯谷町

大好評販売中！！
静かな山裾の霊園



四国最大級の大公園墓内地内！！

販売価格例 1区画 (3.24㎡) **25万円**

※別途、年間管理費 800円/0.81㎡
(約1坪 3,200円/年) が必要です。

お申込み、お問い合わせは・・・

強固な地盤で、見晴しが良く、日当たり良好の霊園。
永代墓地管理システムで将来の管理に不安をお持ちの方や、
相続人のおいでない方のお墓の管理も安心して任せいただけます。

MIMENO 株式会社
徳島総合開発
徳島市佐古八番町5番7号
フリーダイヤル 0120-088-526

日本政策金融公庫 国民生活事業による

『一日公庫』in さくら税理士法人のご案内

◆開催日時：平成25年 8月 2日(金) 10:00～15:00

この度日本公庫と連携し、当事務所にて、上記の日程で「一日公庫」を開催いたします。
※詳しい内容につきましては、同封の案内状をご覧ください。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181